

厚生労働省 関東信越厚生局

～平成20年10月組織再編～

－保険医療機関等の指導監査事務の移管等について－



平成20年9月

関東信越厚生局について

関東信越厚生局は、厚生労働省の地方支分部局の一つであり、国民に最も身近な医療・健康・福祉などの社会保障政策を実施する、地域における国の「政策実施機関」です。

関東信越厚生局の管轄区域

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 長野県

社会保険庁改革と関東信越厚生局の組織再編

○社会保険庁改革に伴い、平成20年10月より、これまで社会保険事務局において実施されてきた保険医療機関・保険薬局に対する指導監査等の事務(※)が移管されます。

※各都県に新設される事務所で事務を実施。
(埼玉県は厚生局で事務を実施。)

○この移管に併せて、関東信越厚生局の組織を再編し、医療法・健康保険法等を含む総合的な医療行政の推進等を目指していきます。

新たな移管事務

[平成20年10月から]

- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師等に対する指導監査等
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の申請・届出事務
- 柔道整復師の施術に係る受領委任の契約等の締結・登録事務、指導監査等
- 管内の全国健康保険協会支部及び社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督



現行の主な事務

- 特定機能病院の立入検査、薬事監視
- 医療法人、社会福祉法人の認可・指導監督
- 各種養成施設の指定・指導監督
- 各種補助金の執行
- 医療構造改革推進
- 国家試験監督業務
- 麻薬・覚せい剤等の取締り



平成20年10月再編時の体制等

1. 医療・福祉サービスの総合的な指導体制の確立

○指導管理官下の指導体制の構築

- 医療・福祉サービスの指導業務に係る総合的企画調整
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師等に対する指導監査等(事務所の指導を含む。)
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の申請・届出事務
- 柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務、指導監査等
- 社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督
- 特定機能病院の立入検査、医療法人・社会福祉法人の認可・指導監督

○事務所の新設

- 上記の体制のもとで、所在都県の保険医療機関等からの申請・届出の受理、指導監査等を実施

2. 現行事務のより効果的な実施体制の確立

○健康福祉部内の組織再編

- 各種補助金の執行事務を総合的に行う健康福祉課の設置、各種養成施設の指導監督事務を一元管理する指導養成課の設置など、より効果的な体制に再編(全国健康保険協会支部は保険課が所管)

3. 企画調整機能の強化

○企画調整課の新設

- 局の総合的企画調整、医療構造改革推進等

※薬事監視、国家試験業務、麻薬・覚せい剤の取締り等の現行の事務は引き続き実施。

組織再編後の関東信越厚生局の組織図及び主な業務

局 長	[組織図]	[主な業務]	(注) 赤色で記されている箇所は、組織再編により変更となる組織及び主な業務です。
総務管理官			
総 務 課		● 関東信越厚生局の総務、人事給与、研修、会計、共済 ● 医師等国家試験業務 ● 関東信越厚生局が保有する行政文書の情報公開	
企 画 調 整 課		● 関東信越厚生局の政策実施に関する総合的企画調整 ● 医療構造改革の推進 ● 関東信越地方社会保険医療協議会の運営	
健康福祉部長			
健 康 福 祉 課		● 消費生活協同組合の認可及び監督、中小企業等協同組合の認可 ● 各種指定医療機関の指定、民生委員等の委嘱等事務 ● 病原体管理業務、児童扶養手当の支給に関する指導 ● 保健衛生・福祉関係補助金の執行	
指 導 養 成 課		● 看護師等、医療従事者の養成施設の指定・指導監督 ● 栄養士・製菓衛生師等、生活衛生分野の養成施設の指定・指導監督 ● 保育士等、福祉分野の養成施設の指定・指導監督	
医 事 課		● 医師・歯科医師の臨床研修及び確保に関する業務 ● 医療観察法による医療の提供に関する業務 ● 薬事法に関する許認可及び取締に関する業務	
食 品 衛 生 課		● 総合衛生管理製造過程(HACCP)の承認業務 ● 食品衛生法・食鳥検査法に基づく検査機関の登録・指定及び監督 ● 健康増進法の虚偽誇大広告等の監視指導	
保 険 課		● 健康保険組合の認可、指導監督 ● 全国健康保険協会支部の指導監督	
年 金 課		● 厚生年金基金、国民年金基金の認可、指導監督 ● 確定拠出年金(事業主に係るものに限る)、確定給付企業年金に係る承認、指導監督	
指導管理官			
管 理 課		● 医療・福祉サービスの指導業務に係る総合調整 ● 関東信越厚生局の所管する医療法人の監督 ● 国民健康保険の保険者及び国民健康保険団体連合会に対する指導 ● 後期高齢者医療広域連合の指導、社会保険診療報酬支払基金支部の監督	
医 療 指 導 課		● 都県事務所等が行う指導監督業務の運営管理 ● 国の開設する病院等の監督・特定機能病院に対する立入検査	
福 祉 指 導 課		● 介護サービス事業者等及び障害福祉サービス事業者等に対する指導 ● 市町村の介護保険事務及び都県等の障害者自立支援給付事務に対する指導 ● 関東信越厚生局が所管する社会福祉法人の認可及び監督	
指 導 監 査 課		● 埼玉県内の保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師等の指導監査 ● 埼玉県内の保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の申請・届出事務 ● 埼玉県内の柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等 ● 関東信越地方社会保険医療協議会埼玉支部の運営	
特別指導第一、二課		● 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師等の監督に関する事務のうち、特定事項に関する監督	
事務所(埼玉県を除く。)			
審 査 指 導 課		● 所在都県内の保険医療機関、保険薬局、保険医・保険薬剤師等の指導監査 ● 所在都県内の保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の申請・届出事務 ● 所在都県内の柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録事務等 ● 事務所の所在する関東信越地方社会保険医療協議会支部の運営	
麻薬取締部長			
(課名省略)		● 麻薬、覚せい剤等の取締りの実施、薬物乱用防止の普及・啓発 ● 薬物等に関する相談	

組織再編に伴う申請・届出等の書類の提出等について

○これまで関東信越厚生局において取り扱ってきた申請・届出等の書類の提出先住所は変更ありませんが、10月1日以降、所管課が変更となるものがありますので、「組織再編後の関東信越厚生局の組織図及び主な業務」をご覧ください、所管課を確認の上、変更願います。

○なお、「組織再編後の関東信越厚生局の組織図及び主な業務」では所管課が不明の場合は、関東信越厚生局までお問い合わせいただくか、10月1日以降改訂を予定している関東信越厚生局ホームページをご覧ください。

(参考) 関東信越厚生局ホームページアドレス

<http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>

○これまで社会保険事務局において取り扱ってきた申請・届出等の書類のうち、保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録、指定訪問看護事業者の指定、施設基準の届出等に関するものや、柔道整復師の施術に係る受領委任契約等の締結・登録等に関するもの(※)は、10月1日以降、各都県を管轄する事務所の審査課(埼玉県については、関東信越厚生局指導監査課)が提出先となります。

※これまで社会保険事務局が取り扱ってきた柔道整復師の施術に係る療養費の請求については、全国健康保険協会(政管分)又は社会保険事務局(船保分)となりますのでご注意ください。

○提出先の住所等につきましては、「関東信越厚生局及び事務所の所在地及び連絡先」をご覧ください。

○組織再編に伴い、10月1日以降、保険医療機関及び保険薬局の指定、保険医及び保険薬剤師の登録に係る申請・届出等の様式及び添付書類が変更となる予定です。(施設基準等の様式は従前のとおりです。)

☞新しい様式等については、各都県を管轄する事務所の審査課(埼玉県については、関東信越厚生局指導監査課)の窓口[☞]に備え付けられるほか、10月1日以降改訂を予定している関東信越厚生局ホームページからダウンロードできるようになります。

○なお、組織再編後の一定期間は、従前、社会保険事務局で用いられていた様式等により事務所等に申請・届出を行っていただいても受理することとしています。(ただし、宛先は関東信越厚生局長に変更願います。)

関東信越厚生局及び事務所の所在地及び連絡先

関東信越厚生局

総務課 企画調整課

健康福祉部各課

(健康福祉課 指導養成課 医事課)
(食品衛生課 保険課 年金課)

管理課 医療指導課 福祉指導課 特別指導第一・二課

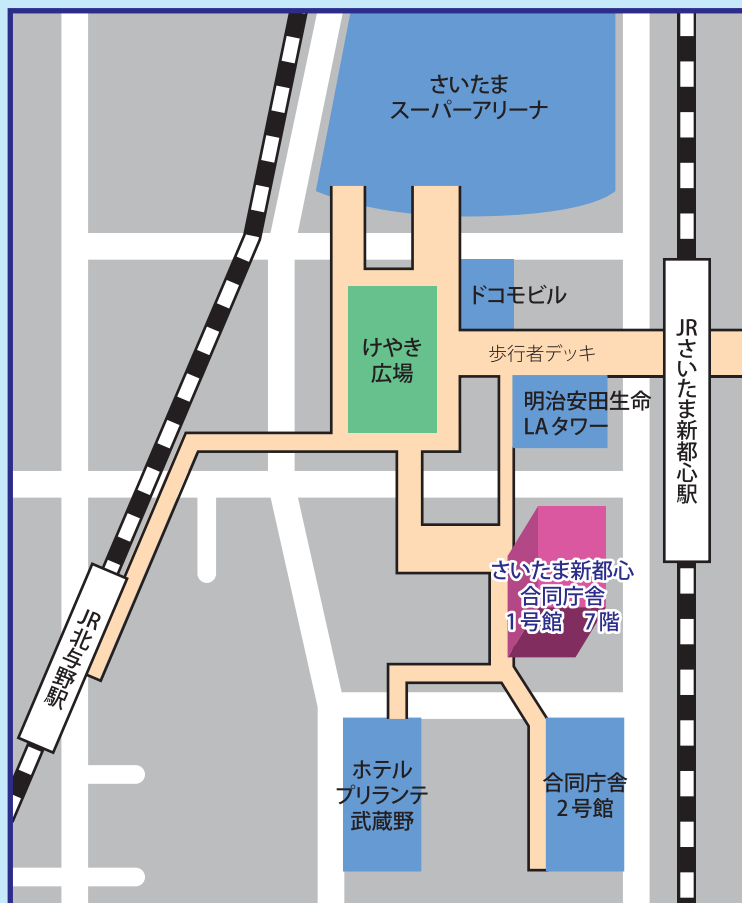
〒330-9713

さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1号館 7階

TEL:048-740-0711(代表)

FAX:048-601-1325(総務課)

交通機関 JRさいたま新都心駅 徒歩3分



関東信越厚生局

麻薬取締部

〒102-8309
千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎17階
TEL:03-3512-8688
麻薬・覚せい剤相談:03-3512-8690
FAX:03-3512-8689

交通機関 東京メトロ九段下駅 徒歩3分



麻薬取締部横浜分室

〒231-0003
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎2階
TEL:048-201-0770
麻薬・覚せい剤相談:045-201-0770
FAX:045-212-2840

交通機関 みなとみらい線馬車道駅 徒歩1分

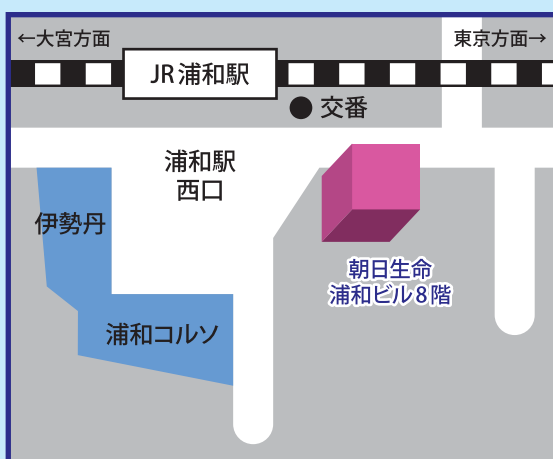


関東信越厚生局

指導監査課

〒330-0063
さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル8階
TEL:048-612-7508
FAX:048-612-7534

交通機関 JR浦和駅 徒歩1分



事務所

茨城事務所

〒310-0061
水戸市北見町1-11 水戸地方合同庁舎4階
TEL:029-277-1316
FAX:029-277-1336

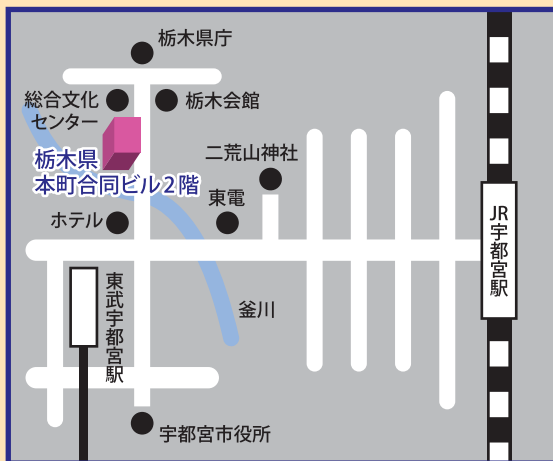
交通機関 JR水戸駅 徒歩15分



事務所

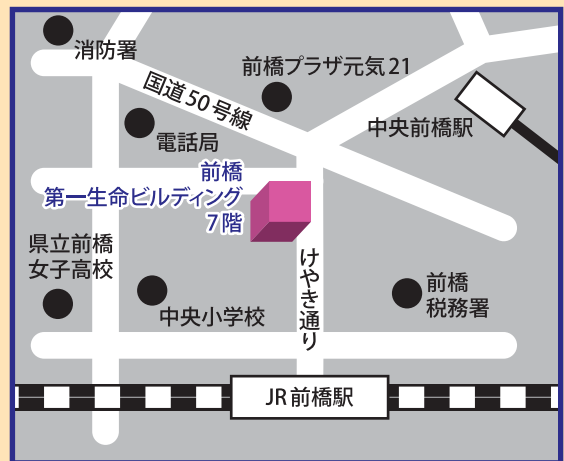
栃木事務所

〒320-0033
宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階
TEL:028-341-2009
FAX:028-341-2233
交通機関 東武宇都宮線東武宇都宮駅 徒歩5分



群馬事務所

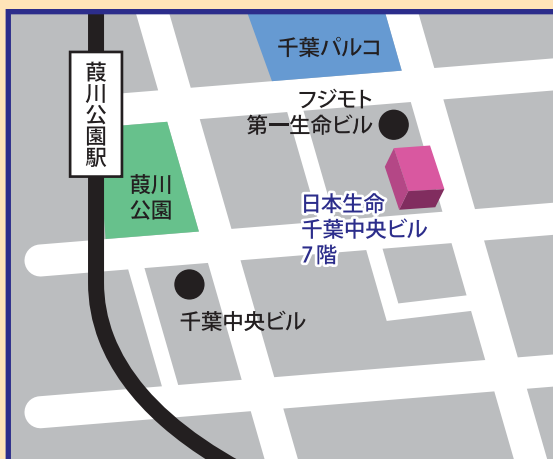
〒371-0024
前橋市表町2-2-6 前橋第一生命ビルディング7階
TEL:027-896-0488
FAX:027-896-0540
交通機関 JR前橋駅 徒歩5分



事務所

千葉事務所

〒260-0013
千葉市中央区中央3-3-8 日本生命千葉中央ビル7階
TEL:043-379-2716
FAX:043-379-2800
交通機関 千葉都市モノレール菟川公園駅 徒歩1分



東京事務所

〒163-1111
新宿区西新宿6-22-1 新宿スクエアタワー 11階
TEL:03-6692-5119
FAX:03-6698-5447
交通機関 東京メトロ西新宿駅 徒歩7分



事務所

神奈川事務所

〒231-0015

横浜市中区尾上町1-6住友生命横浜関内ビル6階

TEL:045-270-2053

FAX:045-270-5276

交通機関 JR 関内駅 徒歩1分



新潟事務所

〒950-0088

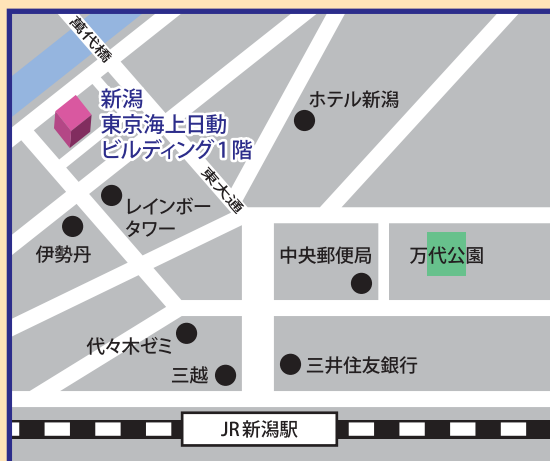
新潟市中央区万代2-3-6

新潟東京海上日動ビルディング1階

TEL:025-364-1847

FAX:025-364-1862

交通機関 JR 新潟駅 徒歩10分



事務所

山梨事務所

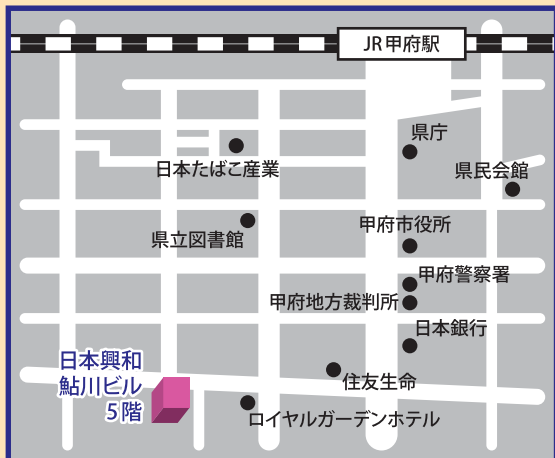
〒400-0858

甲府市相生1-4-23日本興和鮎川ビル5階

TEL:055-206-0569

FAX:055-206-0571

交通機関 JR 甲府駅 徒歩10分



長野事務所

〒380-0836

長野市大字南長野南県町1040-1

日本生命長野県庁前ビル9階

TEL:026-474-1002

FAX:026-474-1034

交通機関 JR 長野駅 徒歩15分

